

北海道開拓の発端と始動

—尾張徳川家の場合—

藤田英昭

はじめに

- 一 土族の帰田
- 二 不穏な土族と授産対策
- 三 新天地への移住
- 四 角田弟彦の北方紀行
- 五 開拓初期の諸相
- むすびと展望

一〇年代、土族救済・授産政策の一環として、旧藩主の保護のもとに土族が入植し開拓を試みた時期、(三)明治一〇年代、華族の資本が投下され企業家化の一翼として開拓が行われた時期、の三段階である。

はじめに

明治期の北海道開拓に、華士族が先駆的な役割を果たしたことは、もはや常識となっている。近代北海道研究を牽引してきた永井秀夫氏によれば、⁽¹⁾華士族と北海道との関わりは、以下の段階に分類される。(一)廃藩以前の段階で、戊辰戦争によつて本領を失つた領主が北海道に土地を求めて領主Ⅱ家臣団組織の再生を試みた時期、(二)廃藩置県・秋禄処分を経た明治誤を繰り返し、現在に至つてもなお当地で徳川家が事業展開しているとい

う厳然たる事実と深い歴史性とが、多くの注目を集め、戦前では満洲開拓の参考に供され（後掲註⁽⁵³⁾参照）、戦後は各種の教養書などで必ずといってよいほど取り上げられる背景となってきたのである。

そのなかで、明治の入植・開墾事業から中後期の小作経営、さらには山林事業に移行する直前の昭和初期酪農経営までを詳細に検討された林善茂氏の一連の研究は、その網羅性と実証性において、第一にあげておかなくてはならない基本文献である。⁽²⁾ 以後、林氏の研究を踏襲する形で農業史・社会経済史の分野で研究が進み⁽³⁾、近年では文化史、民俗学、アイヌ史など多方面からの研究成果も出されている。その他、各自治体史などでも取り上げられており、旧尾張藩士族による北海道開拓の基本的概略は相当程度明らかにされているといつてもよいだろう。⁽⁷⁾ 研究環境の面では、遊樂^(エラッタ)部（のちの八雲町）に入植した旧藩士族高木任邦の子孫にあたる高木任之氏が、徳川林政史研究所所蔵の関連史料を解説し、史料集として刊行された意義も大きい。⁽⁸⁾

こうした状況を受けて、本稿では明治一一年以降の開拓に至るまでの時代背景や士族が直面した社会情勢、および愛知県で展開した授産事業を視野に入れながら、移住士族の動向に注目して入植および開拓初期の実態に追つてみたい。林氏ほか先学の業績に導かれつつも、従来ほとんど活用されてこなかった移住士族の書簡や日記などの一次史料を活用し、彼らがどのような思いで入植・開拓に立ち向かったのか、彼らの生の声に耳を傾けているのも本稿の特色である。なお、未刊史料のうち、所蔵先を示している場合はすべて徳川林政史研究所所蔵の史料であり、引用史料中の傍線や番号などは筆者の註記と解されたい。史料引用にあたっては、旧字体を新字体に改めた。

秀造「名古屋藩の帰田法」をおもに参考しながら、実施の背景や概要を把握しておきたい。

明治二年六月の版籍奉還によって、旧藩主徳川徳成（のちの義宣）は名古屋藩知事に任命され、その家禄は藩の現米総高の一割におさえられた。それと同時に、家士一門平士に至るまでが士族とされ、士族以下の家禄は旧藩主に準じて適宜改革（削減）すべきことを命じられた。名古屋藩の場合、元治元年（一八六四）から明治元年までの五年間の租納・諸産物・雜税の平均が、現米二六万九〇六七石二斗八升三合であつたので、知藩事の家禄は二万六九〇七石である。⁽¹⁰⁾ いっぽう士族（代々拝謁以上・拝謁以下徒以上）一三五七人、準士族（徒格）七三八人、卒（譜代席リ）一等卒、諸同心以下中間リ二等卒）五五二八人、計七六二三人の家禄は、一〇万四二〇二石一斗八升八合に達しており、現米総高に占める家禄の支給額は、知藩事分とあわせて五〇%近くに及んでいた。⁽¹¹⁾

こうした事態を受け、名古屋藩でも「皇國之御制度御一変之御主意」に基づき、禄制改革が行われる。⁽¹²⁾ すなわち、明治二年一月二十五日、士族のうち現禄最高一万〇三二一石から最低五〇石までの家禄を四五等級に分け、家禄三〇〇〇石以上は一割削減、それ以下は一九五俵を最上の禄として、「損上益下」の割合をもつて節減し、一〇〇石未満五〇石以上の者は一律

五〇俵としたのである。⁽¹⁴⁾ このような改革が、士族以下の生活に大きな打撃を与えたことはいうまでもない。なかでも困窮士族の子弟は、親元を離れ浮浪化する傾向が見られ、「民間之疾苦」を引き起こすなど「取鎮方極而難済」であった。そのため藩庁は「兵力充実」「人材生育」をはかるため、一六歳以上四〇歳以下の者を兵隊に編入し、月給を支給するなど窮乏の緩和策を講じていくのである。⁽¹⁵⁾

帰田法も、家禄の削減によつて困窮を余儀なくされた士族の救済策として実施され⁽¹⁶⁾いた。明治三年九月に知藩事徳成の実父徳川慶勝は、「上ハ公廢之闕乏を補、下ハ人材撰挙ノ道を開、門閥之旧弊を除かん」ため、「給禄ニ安して自ら奮励激昂之念なき」士族の家禄を奉還させ、帰田させることを政府に願い出て、許可を得ると一月には帰田法および均禄法を藩内に布達したのである。⁽¹⁷⁾これによれば、帰田を希望する士族には、士族籍を残したままで藩内の適当な土地に分散帰農させるというもので(帰田法)、希望しない者はこれまでの禄高に関わらず、一律一七石五斗(五〇俵)を支給すると定めていた(均禄法)。このうちのいずれを選択するかは、士族の自由裁量であつたが、低額の均禄法を代案として提示することで、士族の帰田を促進させようとしたことは疑いない。なお、帰田の成功を一〇年間と設定し、この間帰田者へは手当金を支給するとともに、最初の五年間は生活費として扶持米が与えられる仕組みであった。⁽¹⁸⁾

このように、帰田法は期限付で手当金を下付し、この資金を田地の購入・移住など帰農の諸経費に充てさせ、さらに扶持米を施すことによつて士族の生活を保障し、そのうえで農業に専念・習熟させようとはかられた政策であり、帰田しても士族身分が保障されたことから、彼らの体面を保持したうえで地主化をはかるとする士族授産政策であつたといえる。こ

の帰田法に応募した士族は、三七〇余人ほどであつたといわれる。⁽¹⁹⁾

病で辞職した徳成の後を受けて、明治三年一二月三日には徳川慶勝が名古屋藩知事に就任し、帰田御用掛として少参事白井逸蔵、権少参事中川直三郎、同荒川弥五右衛門が任命されるなど、帰田法は慶勝のもとで本格的に着手されていった。だが、その実施に際してはさまざまな困難に直面し、結局は中途半端なたちで終了してしまうことになる。

そもそも帰田すべき十分な土地を藩が用意できないにも関わらず、士族に帰田を奨励しているという矛盾した現実があつた。藩は同年一二月、政府の弁官に対しても「一般未墾之地等開拓為仕候得共、從來管内不毛之地稀少、多人數之帰田ニ而ハ自然分与地も無之儀ニ御座候」という問題を指摘し、伊勢国鈴鹿郡広瀬野の支配を委任してもらえないかと願い出ている。これは同地の支配を委任されることで、士族の帰田用に宛てようとしたものであつた。しかし、広瀬野の地は、すでに伊勢亀山藩が開墾願いを出していたため、結局名古屋藩の願いは叶わなかつた。⁽²⁰⁾翌四年三月には、ようやく尾張国春日井郡田樂村字定納山のうち約五〇町歩を一部の帰田士族に割り与えたが、大部分の士族は自ら土地確保に奔走しなければならなかつた。しかも帰田法の実施によって、富裕層の土地を取り上げ、士族に分与するという風説が飛び交つたため、藩は田地の自由販売を許可すると同時に、土地所有者の不安を取り除く対応にも追われることとなつたのである。

そのうえ藩の資金難により、支給すべき手当金の調達も困難を極めた。そのため御用達農商人の資力に依拠せざるをえず、明治四年一二月九日、慶勝は御用達農商人約一〇〇〇人を名古屋城内に招き、天守・本丸御殿などを拝見させ、二之丸御殿で饗應を施したあと、時勢を鑑み「城内建物ハ漸次取毀、耳目を一新」する予定だから、「城内之建物共、悉皆其方共江可

相任候」と述べ、そのかわり「帰田農事」に従事する士族の手当金を提供してくれないかと働きかけたのである。⁽²²⁾ 城に入る農商人と帰農する士族という対照的な構図は、すでに藩体制の解体を見通していた慶勝ならではの発想であったといえるかもしれない。⁽²³⁾ ただ、このような未曾有の策を講じても資金繰りは苦しく、一年間の支給総額一〇万両と想定した藩の見込みに対し、一〇万四〇〇両余しか調達できず、結局、帰田士族へは額面どおりの手当金が渡らなかつたのである。このように境遇の激変を伴う冒険的な帰田法に応募するより、減禄とはいえ高禄者よりは打撃が少なく、かつ故郷に在住できる無難な均様法を選択する士族が多くなつたことも事実なのであつた。

ところで、明治四年七月の廃藩置県に引き続く一月の府県の統廢合によつて、旧藩領を管轄区とした名古屋県は廃止された。旧藩領のうち美濃方面は岐阜県に、木曾地方は筑摩県にそれぞれ編入され、尾張地方のみを管轄区とする新名古屋県が設置された。これによつて、新名古屋県に属する帰田士族と、岐阜県などの貢属となつた士族が生じるなど混乱が起つたため、生活保障を伴う帰田法の継続は困難となつた。もつとも帰田願いを出した士族のなかには、結局帰田せずに手当金を生活費の一部として消費したり、農村に居住しながら農耕に従事せず、市中に出で商いをするもの多かつたというから、帰田法そのものがすでに破綻していた。結果、廃藩置県によつて旧藩の家禄負担をそのまま引き継いだ政府は、各藩区々の禄制や授産方法を統一・整理するため、明治五年一月に帰田法を廃止し、帰田士族の家禄は廃藩以前の禄高に復帰することとなつたのである。

以上見たように、名古屋藩における帰田法は、士族授産事業としては目立った効果をあげることなく、政府により強制的に終了させられた。ただ、

この経験が慶勝に与えた教訓は大きかつたといわねばならない。士族を帰田(帰農)させるには、第一に広大な土地と十分な資金が必要であること、そして帰田の実効を挙げるためには帰田者を野放しにせず、常に管理・統制する必要があること、そして何よりも帰田士族の気力の充実をはからねばならぬ、士族(帰農民)の生活不安を解消させなくてはならないこと、以上のことを慶勝に認識させたことは十分に考えられる。後述する明治一年の北海道開拓にあたつて、慶勝が広大な未墾地を獲得し、移住者の生活を保障するために資金援助を惜しまず、さらに数人の委員を設けて移住者の農事や生活を徹底的に管理し、北海道で開墾指導に当たる委員と交流を密にしていたことなどは、まさに帰田法の反省に則つた行為に他ならなかつた。すでに先行研究が指摘しているよう⁽²⁴⁾に、北海道開拓事業は、帰田法で試みられた士族授産の拡大版、ないし北方版と位置づけられるのである。そして、この開拓に際しては、旧藩の帰田に応募し、明治五年の廃止後も帰田し続けていた吉田知行(愛知郡岩作村)や角田弟彥(愛知郡御器所村)らが⁽²⁵⁾主導的な役割を果たしていったことも重要な意味を持つてゐるのである。

二 不穢な士族と授産対策

明治四年(一八七一)七月の廃藩置県によつて、旧藩の家禄は政府にそのまま引き継がれたが、財政基盤の確立を急ぐ政府は、支出の大部分を占める華士族の家禄の削減に着手した。明治六年の家禄奉還規則にはじまる秋禄処分の進行は、家禄が金禄に改められる過程を経て、最終的に明治九年八月五日の金禄公債証書発行条例によつて一応の決着をみた。これにより華士族の禄制が廃止され、彼らは公債所有者となつたが、公債の利子收入

で生活費を満たし、公債を元手に金融・交通・工業などの分野に資本を投下して利殖をはかることが可能となつた華族層に対し、公債の利子のみで生活できた士族はごくわずかであり、公債を元に商売を始めて失敗する者もあいつぎ、大部分は生活難に苦しめられていった。そのため士族救済策としての授産事業が社会問題となつていく。²⁶

こうした現象は尾張徳川家においても同様であった。旧藩知事の徳川家が金禄公債証書七三万八三二六円を付与され(全華族のうち第五位)²⁷、年五分の利率で年間三万七〇〇〇円弱の利子を獲得するなど、投資家への可能性が開けたいっぽうで、公債証書五五五円を受け取った旧藩士族の七割は、年七分の利率で年間三八四八五銭の利子收入しか得られず、生活の維持すら困難になつていった。²⁸

左に引用する〔史料一〕は、明治八年一月付の政府密偵探索書である。傍証ではあるが、この史料から秋禄処分が進行している最中の愛知県士族(旧尾張藩士族)の不穏な動向をうかがうことができる。禄制の完全撤廃が、彼らを刺激する可能性も決して少なくはなかつたのである。

〔史料一〕

- ①愛知県士族長谷川左右蔵(敬)・角田久治郎(弘業)等不良頑固ニシテ、動モスレハ尾州侯徳川從一位殿慶勝ノ御意ト称シ、士族ヲ煽動スルノ意不尠ヨシニテ、同県士族當時文部大輔田中不二麿・司法少丞丹羽賢・同省中判事松本暢・元愛媛県參事真島冬道、其外同県士族諸省在官ノ輩、天下ノ形勢ヲ推按シ、從一位殿ニ忠告スルコト常ナリト聞ニ、然ルニ從一位殿家令白井逸造ナルモノ長谷川等ト意ヲ同フシ、忠直ノ人ニアラサルヨシヲ以テ、昨甲戌年七八月ノ頃、田中不二麿・丹羽賢・松本暢・真島冬道等從一位殿ニ忠告シ、家令白井逸造ヲ退ケ、

其頃宮内省在官中村修_{元權大參}(元權大參ノヨシ)ヲシテ宮内省ノ職ヲ辞セシメ、此人ヲ家

令トナス、然ルニ長谷川・角田等之ヲ憤リ、出府シテ中村修ヲ退ケ再ヒ白井逸造ヲ家令トナス、此事哉、_義封建ノ時藩論頗ル物議アリテ、田中不二麿等藩政ヲ改革スルノ際、議論兩立シテ今尚党派アルカ如ク、既ニ維新以来奉職スルコトナク、今日ニ至ル迄県地ニ在ル士族等日ニ天下ノ形勢ニ疎ク、啻ニ顧慮ノ念ナクシテ出府在官ノ輩ヲ敵視スルノ意深シト、之レ素ヨリ頑固而已ニアラス、各一己ノ不平ヲ懷キ、國家ニ事アルノ日ヲ待カ如キ萌シアリト相聞候。

②昨甲戌年、日支物議アリシ頃、角田久治郎巨魁ニテ、尾州奈古屋ノ近在浜沼ト云ヘル大沼アリ、此沼ノ鯉漁ト称シ、士族凡二千人集会シタルコト有之ヨシ、其議スル所詳ナラスト雖トモ、支那出兵謁望ノ出願ニ及ントシ、延テ天下ノ拳動ヲ窺フノ意ニ有之タルヨシニ相聞候。

③昨年家禄渡方引当ノ金、小野組ヘ預ケ有之候処、小野瑣店ニ付旧脳家禄渡方差闘、士族物議ヲ生シ、已ニ出納課長ヲ殺害セント云フ者アリシヨシ、然ルニ県令出府事情ヲ上陳シ、旧脳二十余万円ノ金ヲ請ケ、帰県相成タルヨシニテ、物議全ク消滅セリト相聞候。

④右愛知県下ノ概情ニシテ、此他方今危急ノ物議アルニアラサルヨシ、然リト雖トモ頑固ノ士族、動モスレハ天下ノ擾乱ヲ覲監スルノ勢ヒヲ醸シ、鹿児島ニ声息ヲ通シ、事アルノ日ヲ待ノ形チ有之ヨシ、依テ異議ヲ主張スル輩ノ姓名ヲ左ニ誌シテ奉備照覽候。

浜沼集会ノ会主

長谷川左右蔵
角田久治郎

昨年夏豈行シテ

吉田猿松(知行)
丹羽清五郎

田家様喜万石ヲ賜ヒ
元大參事ニテ有之由

志水忠平

山崎某

右孰レモ士族ヲ煽動スルヨシ、右ノ内丹羽清五郎ノ外、薩行ニ及ヒシ者五六名有之哉ニ候得共、未タ姓名不詳

ここから、愛知県下は④「方今危急ノ物議アルニアラサルヨシ」とされながらも、①「不良頑固」な長谷川敬や角田弘業らが旧藩士族を煽動し、②のように前年明治七年の台湾出兵に際して、角田が「支那出兵」を出願し対外強硬論を主張、政府に出仕する田中不二麿や丹羽賢らがこうした状況を危惧し、慶勝に注意を促すとともに、慶勝の家令人事をめぐった対立を引き起こすなど、旧藩内は幕末期の「党派」抗争の様相を呈していたことがわかる。かつての尊王攘夷派同志慶勝支持グループは、旧藩地側の士族と政府側の者とで対立し、他藩と同様、旧藩地の士族が在官者を「敵視」する事態が起きていた。③家禄引き渡しが差し支えると、県庁出納課長を殺害しようとする過激な者もおり、④長谷川・角田をはじめ吉田知行や丹羽清五郎らのように、鹿児島士族と氣脈を通じ「事アルノ日ヲ待」つ不穏分子もいるという。⁽³⁰⁾ 慶勝もこのような事態を無視することはできず、過激・不穏士族の慰撫をはかりつつ、大多数の士族の生活安定を講じることで、不穏分子に呼応することを未然に防がなければならなかつた。ここに士族授産策が具体化される。

のちに北海道に移住する角田弟彦(後述・弘業の弟)の日記冒頭によれば、「維新後廃藩置県の制により、二百数十年來の藩士族常職をとかれ、恒心あれども恒産なきともから、俄に農に工に商に身をやつして、老親妻子女を養なはんとすれども、素より營利の道に疎く、刀剣甲冑も手違の損失をふせくに足す、殆ど飢餓におち入らんとするを、我旧主君從一位慶勝公、

いたくなしミ裏ひ給ひ⁽³¹⁾とあるように、慶勝は明治一〇年に名古屋茶屋町に創設された第十一国立銀行に五万円を投資し、その利殖を士族授産金に転用するのである。

明治一〇年一〇月に、県下の平民木村嘉助という人物によつて名古屋久屋町一丁目(東区)に設けられた織工場は、慶勝も関与した士族授産工場であつた。⁽³²⁾ 当初は県税で運営されたが、慶勝は困窮士族を救うため、徳川家から授産資金を提供して、士族の婦女子を中心に織工場に入場させ、伝習・就業させようとはかつた。すなわち明治一一年五月二七日、慶勝は愛知県令安場保和に「旧名古屋藩士族ニ対シ旧誼之情ヲ尽シ度」として、士族織工伝習費年二〇〇〇円を一〇年間拠出する意向を示し、士族を織工場に加えてほしいと依頼したのである。⁽³³⁾ 安場はその旨を内務卿伊藤博文に報じ、六月二〇日に伊藤より許可が出されるとそれは実現した。同一三年には織工分場が名古屋城の西側脇下(西区)に設立されたが、慶勝は徳川家所有の物件を分場用の建物として三年間貸与するなど、県への協力を惜しんでいいない。そして翌一四年、織工場と分場を三年間貸与してほしいと県に求め、工場名を「徳川織工場」と変更し、直営する積極性も示したのであつた。⁽³⁴⁾

明治一〇年代にはじまる北海道開拓も、以上のような士族授産政策と連動していたことは、贅言を要しないであろう。慶勝は同一〇年七月、旧藩士族吉田知行・角田弘業・片桐助作の三名を北海道に派遣し、開拓使管内において移住・開墾地として適当な土地を探索させ、結果吉田らは胆振国山越郡山越内村遊樂部の地を適地と判断し、慶勝に復命したのである(片桐は一人当地に残つて、開拓使函館支庁の官吏や山越内村の戸長らと移住人を迎える準備にあつた)。これを受けて慶勝は、翌年五月、開拓使長官黒田

清隆に旧藩士族との「故旧ノ情誼」を強調し、同地一五〇万坪の無代價下げ渡しを歓願する。

〔史料二〕

御使管轄地之内御下渡願

愛知県士族田名古屋藩士之内、往々貧困ニ迫リ活計相立兼候者モ有之
趣ニ候処、故旧ノ情誼傍観ニ忍サル儀ニ付、右ノ内有志ノ輩へ些少ノ
資金ヲ貸与シ、(選業部)北海道へ移住就産營業為致度、付テハ御管下胆振國山
越郡山越内村字有樂府ニ於テ草薙地立樹ヲ併セ別紙略図(別紙は略)朱
印之通百五十万坪無代償御渡被下度、元来士族授産之儀ハ政府ニ於テ
一般ノ御处置モ可有之候得共、方今費途御多端ノ折柄ニ付、聊家計ヲ
節シ右ノ事業ヲ起シ、涓埃ノ報効ヲ圖リ、故旧ノ情誼ニ酬ヒ申度素志
ニ候条、何卒御成規ニ拘ハラス特殊ノ御詮議ヲ以願意御許可被下度、
將施設ノ方法着手ノ順序等詳密之儀ハ、追々相伺可申候条至急何分ノ
御指揮被下度、此段奉願候也

第六大区七小区本处長岡町六十九番地

東京府華族

従一位 德川慶勝(印)

明治十一年五月廿一日

開拓使長官 黒田清隆殿

開拓使は、明治五年九月に「土地売貸規則」を布達し、一人一〇万坪以上
の土地処分を禁じていたのだが、かねて募集した官費移民が「怠惰」
「無頼」であつたことから、開墾事業の停滞に直面していた。むしろ開墾
に積極的で金が掛からない集団移民を確保する必要に迫られており、德川
家の資金援助を背景とした士族の集団移住は歓迎すべき事態であつた。³⁷ 六

月一三日、開拓使は「特別ノ詮議ヲ以聞届候」と徳川家に土地無償私下的
許可を与えていた。³⁸

開拓使の許可を得ると、慶勝は黒田清隆に礼状を認め、「從來実踐無事
業ニ付甚無心元」とし、開拓使の保護を依頼するとともに、一一年六月に
は、移住・開墾の目的や移住民の管理体制、移住方法、開墾の手順、食料
他の保護体制、開墾費の経費などを詳細に規定した「徳川家開墾試験場條
例」(九章八五款)を制定し、開墾準備に取り掛かつた。³⁹ 条例では、移住の
目的を困窮士族の救済と定め、徳川家が第十一国立銀行に投資した五万円
の利息三〇〇〇円を開墾定額費として一〇年間支出するほか、三年目から
は別途一万六〇〇〇円を徳川家歳入の内から支出して移住民を保護すると
明記した。特に初期投資に相当する旅費や家屋建築費、農具購入費、食費
などは、三年間徳川家から貸与し、⁴⁰ 貸与金を長期年賦で返済した移住民は
土地を取得し、経済的に自立することとなつていて。また開墾業務や移住
民の管理・統制一切を担当する委員を選任し(吉田知行、のち委員補助とし
て角田弘業、片桐助作が任命)、その下部組織として伍長を設けて、委員が
徳川家への連絡義務を負つた。各自随意の當業は許さず、農業と養蚕のみ
とし、委員の許可なく商工業を行ふことを禁止している。また貸与金を返
済しないうちに別地に移動することを禁じ、怠惰・放逸・名譽毀損者の罰
則規定を設けるなど、移住民の管理・統制を徹底したのである。

以上のように、旧藩士族の北海道移住は、明治初年の帰田法の反省を踏
まえたうえで、各種士族授産事業と同様、徳川家の直接的な保護を背景と
して行われた士族救済策であった。そして留意したいのは、名古屋における
士族授産と北海道の開墾事業とがそれぞれ別個に展開していたわけでは
なく、連携していく(少なくとも連携しようとしていた)形跡も見られること

である。

開墾の委員吉田知行は、徳川家の家扶に宛てた書簡で、開拓使附属機関の七重勧業試験場長湯地貞基(鹿児島県士族)の意見だとして、以下のよう述べている。「湯地ノ曰、当秋移住ニテハ冬籠中、婦人ノ業ニ乏シカルベシ、閑暇無事ナレバ自然古今ヲ思ヒ苦情多カルベシ、男子モ婦人ノ日夜愁訴スルニハ堪カタキモノ故、終ニ一家不睦ヲ生スルニアラスンバ、帰心ヲ生ズルノ憂ヲ醜スベシ、是ヲ防禦スルノ術、事業ヲ授ケ日夜業ニ追ハル、様ニスレハ余分ノ念慮ヲ起スニ由ナシ、且些少ナガラ利益アルニ至レハツノ樂ヲ生シ可申、其内ニハ暖氣ニモ至リ土地ニモナレ、スマバ都ノ念ヲ生スルニ至ルベシ、仍ア当年之處ハ別テ注意、業ヲ授ケタル方可然トナリ、此説大ニ理アリ、小生等モ思ヒ當ルコトアリ、仍テ過日愛知ヘモ粗申遣シ、此地ニテモ諸向手ヲ廻シ聞合候處、フラン子ル(紡毛織物)別紙之通ニ付、元仕入函館ノ壳捌と引合、角田(弘業)辺ヨリ資本ヲ請求イタシ候ハ、御貸与被下度、元仕入ト壳捌ト引合候へハ些少ナカラ御利益可相成義ニ御座候、ミシン遣ヒハ幸ヒ土岐愚心得居候間、即今着手候共、差支無之候」(明治一一年七月一五日付、井上喬宛書簡)⁽⁴¹⁾。

ここで吉田は、冬期農閑事業として紡毛織物業を起こし、できた製品を

函館で販売する案を提出している。冬期中のホームシックを回避し、家族離散を避けるという意味も込められていたようだが、結局、毛織物は愛知から回送することにまとまつたよう⁽⁴²⁾で、吉田が名古屋在住の徳川家家扶に宛てた書簡では、「フランネル地合之義、委曲承知仕候、右者捌方有之候間、三拾反之外百反程御注文奉願候、地合絵柄者詳細難申上候得共、函館辺之流行者凡華地(名古屋)同様ニテハツキリシタル絵柄宜由ニ付、過般御注文之振合ニテ宣候」(明治一一年一月一三日付)⁽⁴³⁾と述べ、名古屋(織工場)で生産したフランネル(紡毛織物)を徳川家経由で仕入れ、函館で販売しようと計画したのである。

名古屋の士族就産場御用取扱の旧藩士族梶川高敏も、フランネル売り捌き方について徳川家を介して吉田に問い合わせを請うている(明治二二年二月一三四日付、吉田知行宛鈴木重永書簡)⁽⁴⁴⁾。また「八雲日記」明治二二年二月二二日条にも、「片桐(助作)へ別途フラン子ル口(購入費)千円ノ内ヲ以テ三百円貸渡、染木綿等仕送り方之事」「名古屋へ注文之フラン子ル百反之義、中川(庄太)モ入用ニ付先々其内ニテ四五十反中川へ差向ケ方文通シ置タリト」と見える。このうち中川は、慶勝の命により大阪から函館に引き移り、移住民の需要物資や生産物の購買、および輸出入の便宜をはかるため店舗⁽⁴⁵⁾を開設するなど、開墾事業を裏で支えた中川庄太のことである。⁽⁴⁶⁾この販売計画がどの程度まで実現・成功したか、今のところ明らかにできないが、織工場(名古屋)―徳川家(東京・名古屋)―北海道開墾地(遊業部)の相互交流として注目してよいだろう。

三 新天地への移住

旧尾張藩士族による北海道開拓の基本的位置づけは前述したとおりだが、ここでは移住民の動向に焦点を当て、彼らの意図するところをもう少し探ってみたい。ここで注目したいのは、開墾の下準備として北海道を歴訪し、適地を探し求めた吉田知行・角田弘業が、「史料二」政府密偵探索書で指摘されていた不穏な士族であったことである。⁽⁴⁷⁾そして、どうやら北海道移住は必ずしも慶勝の発意によつたものではなく、吉田ら士族側からの積極的な働き掛けに慶勝が賛意を示し、実現を見た可能性が高い。以下の引用

は、明治一〇年頃の彼らの模様である。

〔史料二〕

時勢は終に西南の戦争も勝敗の決を告げて、天下の勢は第二維新の不可能を彼等に悟らせると共に、世界の形勢は、国内の一致と、国家存立の基礎となるべき産業の勃興とを必要とした。又北方より来る露国⁽⁴⁸⁾の圧迫を感じずにはゐられなかつた。此の時國家を思ふ民族的誠忠の心は、自己の不平を捨てゝ、眞に国家の為めに彼等の行くべき道を考へねばならなかつた。恰も北海道の沃野は、境をロシヤに接して、無人の深林に蔽はれた日本の北門に横たわつてゐた。彼等の眼は自然其處に注がれた。(中略)早くも此の事に思ひ到つた、慧眼なる彼等の首领とも目ざる、人々には、吉田知行、海部昂蔵等の数人があつた。此時吉田知行は、静かに野に耕し、海部昂蔵は同じく帰田し、私塾を開いて、彼等の子弟を教へてゐたが、茲に至つて彼等は事を明君慶勝⁽⁴⁹⁾公に謀つた。兼て天下の形勢に憂慮してをられた公は、それを聞いて一も二もなく其計劃を嘉納せられた。そして不平党に加ふるに、⁽⁵⁰⁾録を放れて、處世の道に迷つてゐた旧藩士を以つてして、北辺開拓、産業奨励の名の下に、自家の歳入から少からぬ金額を割いて、その計劃に當てられた。

〔史料二〕はもとより当該期の一次史料ではなく、後世の著作物(隨筆)である〔村の創業〕の初版は大正六年。しかし、無視できないのは、著者の都築省三は、明治二年に遊樂部に移住した都築貞寿の息子として、同一年に当地に誕生し、移住民の苦楽を見ながら成長するなど、開墾創業時の様子を直接見聞できる立場の人物であつたことである。もちろんその記述がすべて事實を物語つているとは限らない。吉田知行が「静かに野に

耕し」という部分は「史料二」と矛盾するところではある。ただ、吉田らが鹿児島土族と通じていた形跡を示唆するなど、無視して捨て去る文献で
もないと考える。

この記述に従えば、西南戦争で薩軍が鎮圧されたことを機に、吉田や海部昂蔵⁽⁵¹⁾らは「自己の不平を捨て」、國家的課題のひとつであつた殖産興業に新たな道を見出したという。その際、北方問題で揺れる「無人の深林に蔽はれた」北海道は、産業開発の場としてだけではなく、彼らのかねてから持論であった攘夷精神を内地以上に発現できる格好の新天地でもあつた。⁽⁵²⁾吉田に対し「北海道事業可致担任候、仍適宜可致帰県候事」(明治一一年一月二四日付)と直書を発し、旧藩士族に移北を奨励するとともに、前述したように開墾資金の援助を惜しまなかつたのである。

だが、このような吉田らの強い意思にも関わらず、当時の北海道といえば、熊の徘徊する寒冷酷烈の未開の原野と考えられていたため、当初同志のほとんどが移住には消極的だつた。北海道に残り開拓使官吏を相手に移住手順などの事務折衝をこなしている片桐に宛てた吉田の書簡(明治一一年二月二三日付)⁽⁵³⁾によれば、「有志士族」に移住を打診しても北海道を「墳墓の地」と定める者は少ないとあり、「腰抜き族切歯に堪えず候」と歯痒い思いをしている。また、大阪の中川庄太宛ての吉田書簡(同年二月二七日付)⁽⁵⁴⁾でも、有志のうち「到底論客は多く濫手にて粟を摑む様な奇策のみにて、艱難を甘じ永遠の目的を立つるなど、着実論には閉口の姿なり」という状態で、「着実家」であつても「容易に決着すべきに非ずとて、方法を示し篤と熟考の上、家族・親類とも熟談の上」と保留する者も多いと述べ

(表1) 移住民の家族一覧(明治11年)

番地	戸主名	家族(男)	家族(女)	計
1番地	服部正綾 (45歳)	正定(長男)・輔吉(19歳・次男)・綾三(三男)	ゑい(妻)・さたこ(長女)・きくの(次女)・ふみ(姉)	8人
2番地	角田弟彦 (39歳)	なし	なへ(23歳・妻)	2人
3番地	角田弘業 (45歳)	龍麻呂(長男)	はま(母)・のぶ(妻)・とし(長女)・すゞ(次女)	6人
4番地	土岐冬麿 (28歳)	一風(父)・千代彦(長男)・斧彦(次男)・恩(弟)	くわ(母)・はる(妻)・きやう(妹)	8人
5番地	吉田知一 (17歳)	知行(36歳・父)・兵藤太(弟)・知吉(弟)	けん(母)・綾機(妹)	6人
6番地	太田正之丞 (31歳)	なし	しつ(妻)・まさ(長女)	3人
7番地	鈴木重信 (28歳)	なし	ます(妻)・いく(長女)	3人
8番地	佐治為泰 (38歳)	静雄(18歳・長男)・操(次男)・伊勢丸(三男)	しゆう(妻)・すゞ(長女)・みちの(次女)	7人
9番地	伊藤信旧 (45歳)	直太郎(長男)・常三郎(次男)	ひて(妻)・つる(長女)	5人
10番地	高木任邦 (32歳)	信次郎(長男)・釜三郎(次男)・又市(三男)	慶(妻)	5人
11番地	永田 健 (37歳)	道生(長男)	しき(母)・はる(妻)・てる(長女)・かず(次女)・すゞ(三女)	7人
12・13番地	水野忠順 (25歳)	なし	久(妻)・ちか(長女)	3人
14番地	志水久三郎 (39歳)	松太郎(長男)・梅次郎(次男)	栄(妻)・たけ(長女)・つる(次女)	6人
15番地	山田信勝 (27歳)	茂三郎(長男)	重(妻)	3人
16番地	吉田八郎 (36歳)	金次郎(長男)・鎌三郎(次男)	まつ(妻)	4人

「移住人名簿」「有楽府開墾地居住者」「播種反別」より作成。年齢は明治11年段階の数え年。番地は開墾地における居所である。ほかに単身移住者として赤尾政敏(52歳)・天野熊三郎(25歳)・村上嘉十郎(27歳)・高橋光造(32歳)・村瀬小金次(26歳)・都築田鶴松(17歳)・岡野頼隆(19歳)・井上文治(19歳)・平川昌義(20歳)・植松稻太(20歳)の10名がいる。

このように移北に躊躇する士族が多く、計画の挫折すら現実味を帯びているなかで、四月以降「然る處和合書院中より壯年輩四名隨行いたし度き旨申し出で、其外五六名決心の人有之：即今三四人奮發人出来、家内・親類等と熟談中」(同年四月一七日付、片桐宛吉田書簡)⁵⁵とあるように、若手士族から相ついで応募者が現れてきた。「和合書院」とは同志の海部昂蔵が郷里の愛知郡和合村に開設した私塾のことである(史料三参照)。恐らく海部の積極的な働きかけがあつたのであろう。最終的に五月六日には移住家族・単身者とも決定したよう(片桐宛吉田書簡)⁵⁶、移住を申し出た服部正綾・平川昌義・都築田鶴松・岡野頼隆・角田

でいる。総じて北海道への移住は、「畏縮の體」を示す者がほとんどであった。これを受けた北海道の片桐は、開拓使函館支厅に在勤する旧藩士族吉田義方と連名で、吉田知行に以下のように報じている(同年三月二三日付)⁵⁷。雪解けも間近で移住家屋の建築・開墾の着手が迫っているなか、「肝心之士族応招無之、夫レガ為躊躇候トハ、实以来意之如ク切歎ニ不堪義ニ御座候：角田弟彦サヘ未決着ニテハ、他人ノ義ハ嘸ソ難カラシ：万一応募之人員極僅少ニ決し候ハ、是迄折角御尽力之義モ無余義御廢止より致方有之間敷様ニモ被察候」。

弘業・佐治為泰・高木任邦・永田健・角田弟彦・土岐冬磨・水野忠順・赤尾政敏・鈴木重信・吉田八郎・志水久三郎・高橋光造・若松捨次郎・村瀬小金次・天野熊二郎・伊藤信田・岩田忠七(伸七)・太田正之丞の二三二名は、「御指揮次第無異議」移住する旨、慶勝に誓約するのであった。⁵⁷

ただし、このうち実際に移北し開墾に従事したのは、「表1」のとおりで、家族一五戸、単身者一〇名であった。例えば、かねて移住を誓約していた岩田忠七は、一家をあげて移北するつもりが衰弱により眼病を発したため移住できなくなり、七月には医師増田春造の診断書を添えて「違約」を詫びている。⁵⁸ いっぽう「表1」にある山田信勝のように、当初移住メンバーには入つていなかつたが、職をなげうつて急きよ移北を願い出る者もいた。以下の史料は、明治一一年七月一日に東京を発足し、同月二九日に遊樂部に先発到着していた吉田知行が、八月五日付で徳川家の東京家扶宛に出した書簡の一節である。

〔史料4〕⁵⁹

愛知県士族東京警視第一方面第二分署詰乙ノ部四等巡查山田信勝義、
移北之義於東京段々願出候得共、当年ハ人員相満候赴ヲ以テ断候処、
如何ナル艱難モ堪忍候間、人夫ニナリトモ召連吳候様再三之情願ニ付、
左スレハ小生移北之上都合出来候へ者、当年之処ハ小生之私費ヲ以テ
引纏メ、來年ニ至リ尋常移北之例ニ引当可申旨約束取極置候、付而者
小生義發程之際、多分之金押領仕候付而者、右辺之義行届可申ニ付、
當年ハ私費ニテ移北為致、私家屋^{日比野次郎}ニ同居為仕度候間、一同移住之際同
船江乗込候様仕度、御面倒ナカラ^{井上善}ノ開拓使官吏・旧藩士族ニモ
御打合、船賃ハ一同之通四分之一之比例ニテ尋常ノ移住人同様ニテ乗込
行届候様御周旋是乞、本人情実之次第ハ発足前井上士(家扶・文治の

父江申上置候間、荒増ヲ申上候、尤本人來年江延期スルカ差支アレ
ハ從此方促スニ非ズ、情願ノ切ナルヨリ不得止事ノ处置ナリ、右夫々
宜御取計枢要之件ハ御上申被下、日比野ヘモ御畠置可被下候、草々再
行

駆け込みで移北を切望する山田の場合は、当面徳川家からの貸与金は用意されなかつたようで、吉田の私費で乗船費を支払い、差し当たり吉田宅に同居させるつもりだと述べ、東京徳川邸の理解を求めている。このように移住民の選定についても意見交換をしている点など、開墾事業における徳川家の管理徹底ぶりをうかがい知れる証左といえよう。

計画はないイレギュラーな参加は、他の移住民にもいろいろ影響を及ぼした様子もうかがわれる。別の吉田書簡(家扶宛)では「山田信勝義、一同之通取計候義、少々迷惑ニ付、先々米年移住之期迄ハ米菜料(食料)共仮りニ貸渡申度、且家屋之処ハ可相成岩田之跡江住居為致申度与奉存候、付而者過般赤尾初独身者へ割付置候壹戸ヲ山田江貸渡申度与奉存候」(明治一一年一〇月一九日付)⁶⁰とあるように、山田は他の移住民とは別に、翌二二年の第二期移住民が入植するまでは食料を仮渡しとし(それ以後、手続きが済めば他と同様)、家屋は赤尾政敏ら単身者を住まわせる予定だった岩田忠七左宅へ入れるつもりだと変更を伝えているのである。しわ寄せを喰つた單身者は、移住民の生活必需品や生産物を納め、購買する施設を兼ねた「板蔵」に住まい、その事務に従事していく。

山田の場合、定職に就いていたにもかかわらず、なぜ職をなげうつてまで「情願」し、過酷な北海道開拓の道を選んだのか(しかし明治一七年に退場、同地を離れたのだが)、そして移住民各人が吉田らのように一律にロシアへの対峙を意図していたのかどうか、それぞれの幕末以来の経歴も視野

に入れつつ、その動機づけはさらに深く検討しなければなるまい。この点、つぎに取り上げる角田弟彦は、この問題を考えるうえで格好の事例を提供しているように思われる。

四 角田弟彦の北方紀行

ここで対象とする角田弟彦（天保二年～一八四〇～大正九年～一九二〇）は、幕末期に御馬廻組などを勤めた弘業（久次郎）の弟である。当時は主税と称し、万延・文久期には徳川慶勝の謹慎解除のため京都の情勢探索にあたり、慶勝が復権し上京すると、諸藩士と交流し、公家の有志に出入りするなど国事に奔走した。慶應三年二月九日の王政復古政変に尾張藩も参画すると、翌十日に京都御所常御殿階下の守衛を任せられ、玉座近くに伺候し、自身の日記に「日のおましちかき殿居のかしこさに寒とさへもおもはさりけり」と感動の和歌を認めるなど、尾張藩尊攘派の代表的人物のひとりであった⁽⁶³⁾。戊辰戦争期には信濃方面の勤王誘引に関わり、慶應四年七月に明倫堂国学助教見習となる。翌明治二年正月に副家知事助役となるが、同四年一月に愛知郡御器所村字北山（昭和区）の地に依願帰田した。その前年には、藩内尊攘派のカリスマ的存在である国学者植松茂岳の孫なえ（苗）と入籍している。帰田後、奈良県華族水谷從五位家から家令に取り立てたいという申し出もあったが、拒絶し帰田を続けていた。

しかし、明治一年になると彼を取り巻く状況は一変する。吉田知行らの北海道移住計画が進行していくなかで、農業経験のある弟彦は開墾を行なう上で不可欠な人材であった。先に示したように、三月段階では同志から勧誘されても未だ移住の決心がつかず、吉田らを悩ませていた弟彦であ

つたが、四月一〇日に家令小瀬新太郎から「旧藩士御救助之為、北海道開拓御着手之筈ニ而、有志之者御誘導有之候得其未タ其人ニ乏き趣相聞え、従一位様にも御心痛被為在候、付而者ハ貴兄ニハ年来農業ニ御従事御勉強之聞えも有之御事ニ付、御奮發御移住被成候ハ、自然他之氣勢を振起し可申者不入疑儀：一応申遣候様与之御事ニ御座候」⁽⁶⁴⁾と、慶勝の苦衷と内意を伝えられると、ついに移北を決意した。弟彦にとっては主君慶勝の内諭こそが、移北の決め手となつたようである。もつとも、個人的には割り切れない思いも多々あつたようで、「胆振日記」にはそのあたりの複雑な心情も滲ませている。

弟彦は内諭を受けた四月三〇日から開墾地遊楽部に到着する九月一〇日までの間に、実に九一首もの和歌を作つており、ここから移北に奮起する思いだけではなく、故郷への未練や移北を躊躇している率直な心情、旅路の草木に心惹される彼の姿などをつぶさにうかがうことができる。六月二〇日、妻なえとその弟植松稻太とを連れて、御器所村の草庵を出立する際に詠んだ和歌三首は、弟彦の心理的葛藤が赤裸々に現れた典型といえよう。住みなれし宿はふる里われハ今いふり人にてぶりかへりミる

荒熊のひくまの餌にもなりぬへき わか身の果をあはれ也ける
射向ハ、いむかへおろさ今年より 日一男えその鳴もる

一步庵を歩み出せば、「胆振人」として「故郷」を振り返る気持ちの切り替えを見せるいっぽうで、熊の餌になり果ててしまう自身の末路を嘆き、それでも「日一男」（弟彦は隻眼であった）である自身が、蝦夷に渡りロシアに對峙しようという國土防衛精神も発揚させるなど、決意と自暴自棄、あるいは諦観などが入り乱れた複雑な心情が、この三首から読みとれるよう思うのである。以下、和歌を織り交ぜながら遊楽部までの弟彦の旅路を

追い(表2)参照)、彼の心情に迫つてみたい。

まずは人との別れの場面である。六月二二日、熱田滞在中の弟彦は友人たちとの今生の別れに袖を濡らしていた。「あふへきも又あふましき人もあれとおつる涙ハわかすそありける」「わかれてふことはさま／＼あひしかとかゝるわかれへいたならハす」。その前日、弟彦はまさかここで会えるとは思わなかつた、かつて情を交わした女性との永遠の別離も経験している。以下は日記六月二〇日条である。

ちかころあひしりて侍りける和屋の白拍子秀めといふをミナ、わか蝦夷鳴立をき、つけて文に写絵つ、ミおこせて、夕さりつかた車と、ろかして、旅やかたへ尋ねきければ、あはれと見へ語らひながら

東路の宿り／＼にとりいて、かたミと見つ、こひてをゆかむ物こそハかたらざりけれおもふ子のうつしすかたと行旅路哉

さらハともいはずなんとなけきつる心や君をさそひきぬらん此けふの夕かきりと居むかへ／＼いよ／＼あかすおもほゆるかな

引かれ合つ男女の別れは劇的である。別れを言いたい弟彦の思いが通じたのか、移北を聞き付けた白拍子(遊女)の「秀め」は、恋文と自身の写絵(写真)を手渡したいと、夕方人力車で弟彦のもとに駆け付けた。弟彦は物言わぬその写真を慕みに旅路を進む決意をしつつも、名残を惜しんでいる。

翌二二日には別の女性が弟彦を訪れた。幕末期に弟彦が求愛していた「五十鈴」という女性である。憚りがあつて「こゝろならず」会えずじまいだつたが、移北を聞いて久方ぶりに姿を現したのであつた。弟彦は夢心地で「しほしかたらいて」、移北がなければ叶うことがなかつた複雑な心情をこう詠んでいる。

しかすかにわかれをしみつはかなくてさめてし夢やおもひ出けん

こうしたさまざまの別れのあと、鳴海駅では移住民の佐治為泰ほか「壯年者四五輩」が合流し、道中は賑やかとなつた。

人との別れだけではなく、弟彦にとつては富士山の見納めも胸ふさがる思いであった。六月二十四日条には「小夜の中山(掛川市)の不二見坂にて、しほし打ちなかめるに、雲たちて、ふしのねへいた、きたに見へさりければ、ミなぐくちをしかる」とあり、「雲晴むこともやあるとふしみさかおりてそやとる日ハくれねとも」と、明日の富士山に望みを託して日暮れ前に宿を決定した。二七日の倉沢(菊川市)では、富士の高根が良く見えたのも束の間、又もや雲に覆われ「東路の高根のふしもミあかすて わかれ果なんことのわひしさ」と残念な思いを吐露しているのである。

一行は、箱根や江の島、鎌倉などを経て七月一日に東京に到着、浅草茅町一丁目一一番地(台東区浅草橋一丁目)の柴山準琴宅に宿泊した。同地では妻なえが麻疹にかかり、一時重体となるなど想定外の事態に直面し、弟彦も心苦しむことになる。結局同月二〇日の函館行き開拓使便船には乗れず、佐治らと浅草橋の川岸で別れることになった。なえの回復後は、向島の梅屋敷(黒田区)や滝野川(北区)、浅草寺(台東区)などを一緒に散策し、尾張家一六代故義宜の墓がある西光庵(新宿区)も訪れている。

八月二七日になえが全快すると、季節の移ろいや東京の風情を歌にする余裕も出てきた。同日条には「むさしのハ薄ほにいて秋咲て秋風寒く早なりにけり」「向島田のもの稻葉打そよき早吹立ぬ秋のはつ風」「川岸に舟にともせる燈火の波にうつろふ影のす、しさ」「はる、日も雨の降日も風あらきむさしのミやこすミよくもなし」など、各種の和歌が載せられている。弟彦はやはり故郷が恋しいようである。出立の日も近づいた九月七日には、「大船にのらへいよ／＼古郷をおもひやるにもはるけから

月 日	記 事
8月27日	なえの病気が全快し、嬉しさいわんかたなし。
8月30日	北海道行幸御発輦。神田筋違橋のほとりでなえと同道で拝観。
9月 2日	本所徳川邸へ参上。
9月 3日	間嶋冬道と同道で、上野山池之端辺りを遊歩する。
9月 8日	御暇の拝謁のため御殿へ参上。
9月10日	旅宿柴山準琴邸を出立、浅草橋から出発する頃雨が激しく降る。正午、品川沖の開拓使御用船玄武丸に乗り移る。雨ますます降りつゝり、品川に碇泊。
9月11日	玄武丸出航。相州浦賀・房州洲崎を過ぎる。初めての船旅で、波は高く、船体は揺れるが今宵の月を見ようと梯子を登る。
9月12日	明け方、波の音が静まる。甲板にでると海天茫茫として月と我が乗る船のみ。心細し。果てしなき海原を北に向けて進む。夜更けに仙台沖を通過。
9月13日	小雨降りつつ夜明け。寒さを覚え綿入り羽織を着る。南部沖を通り、夜中頃に尻屋崎を過ぎる。
9月14日	辰刻頃(午前8時頃)、函館港に到着。先着の太田正之丞らが迎えに来る。船から下りて土岐冬麿が寄留する天神町125番地へ到着。皆無事を喜び合う。なえと稻太が船酔いを忘れ食事し、笑いながら語り合うのを見るのもうれしい。
9月15日	疲れ休みのためどこにも行かず。
9月16日	開拓使函館支庁属官の吉田義方(旧藩士)を訪問。彼は打ち合わせをして所々を見廻る。
9月17日	所々を見物する。
9月18日	函館の寄宿先を出立し、なえ・稻太と同道で亀田郡亀田村・桔梗村・大川村などを経て七重村の開拓使農事試験場に到着。農場を巡見し役員と諸事打ち合わせ。馬鈴薯種八俵を受け取る。駄馬を雇って手荷物などと一緒に馬に乗って行く。3人とも馬に慣れず、なえは一度落馬。鮎下村を過ぎ山道を通過。大沼に到着して、潮水のほとりの旅宿宮崎某の家に宿泊。ここから駒ヶ岳を見ておもしろし。
9月19日	明け方、村雨と思つた音が夜露と氣づき、あわれいわんかたなし。昨日に懲りて、荷物は馬に背負わせ人は歩行の旅路。宿野辺村を過ぎる頃より晴て森村で昼食。その後鷲の木村・蛇谷村・石倉村などを経て落部村に到着。角屋某の家に宿泊。
9月20日	落部村を出立し野田生・山越内村を経て遊東部の原野徳川家開墾試験場へ到着。板蔵の二階に宿泊。先着の吉田知行・片桐助作と無事を祝し合う。

「胆振日記」第一巻より作成。

まし」「古里の 小萩なでしこ葛の花 いまかさくらん
ミる人なしニ」などと詠み、同月十日には雨が激しく
降りしきるなか、開拓使御用船の玄武丸で移北の途に
つくのであつた。船旅は「あら波ニ ゆりなやまされ
わか妻の たくるをミるそくるしかりける」と船酔い
に苦しめられたが、「波枕 うきか中にもよひ／＼ニ
月たにてらハなくさミもせん」と一時の月に慰められ
つつ、一四日に函館に到着し、仲間と再会を果たすの
であつた。「故郷をわすれたるにハあらねども 船の
はてたる今朝の嬉しさ」とは弟彦の素直な感想であつ
たろう。

函館から遊楽部までは陸路である。七重勧業試験場
に一旦立ち寄り、馬鈴薯種八俵などを受け取つて駄馬
に跨り歩みを進めた。途中、妻の落馬といふ「あやう
き事」や海岸通を吹きすさぶ風に苦しみながらようや
く落部村に到着した。苦労の末にたどり着いた弟彦は、
この地で思いがけない光景を目にすることになる。

ふしのねニ似る山なしとおもひしニ よくこそに
たれ羊蹄の山

外国の 如く世にいふ北の海の この島根にもふし
ハありけり

まさかここで「富士山」を見られるとは思わなかつ
たら熊の いふりの海の波のほに ふしとミゆるや
しりへしの山

〔表2〕角田弟彦の旅路

月 日	記 事
4月30日	慶勝が北海道開拓に奮發するよう内諭している旨の家令小瀬新太郎の書簡が届く。
5月 5日	移住の用意を整え、親友の家を訪問し、別れを惜しむ。
6月20日	妻なえ、植松稻太(なえの弟)を同行して御器所村字北山郷の草庵を出立。名古屋に住む昔なじみの河内屋庄助宅で酒宴。植松有園(なえの父)の宿を訪問。夕方、熱田駅に到着し、神戸町の奥田直路の家に宿泊。和屋の白拍子(遊女)秀めが人力車で来訪。
6月21日	同行する佐治為泰を待ち合わせるが、来ないため奥田宅を出立。暫く会えなかった昔なじみの「五十鈴女」と語らい別れる。夕方、鳴海駅に到着。佐治が壮年輩四・五人とともに合流。
6月22日	浜松に宿泊。
6月24日	小夜の中山(掛川市)の富士見坂で富士山を眺めるが、雲がかかり頂上は見えず皆悔しがる。夜は金谷駅で宿泊。夜になり雨が降る。
6月25日	雨が降り続く。道は河を渡るがごとく、昼過ぎ静岡に到着。
6月26日	昼頃雨は止むが雲は晴れず。興津に宿泊。
6月27日	晴。倉沢(菊川市)において富士山を見る。暫く見ていているうちにまた曇る。
6月28日	昨夜より雨が降り続く。三島宿を出立。箱根の山路を流れる水が、滝つぼのごとく、歩行に苦しむ。初夜、湯本に到着。
6月29日	晴。江の島に行き宿泊。夜酒を飲む。
6月30日	晴。鎌倉見物後、横浜に出て宿泊。
7月 1日	暑い日。汽車に乗り已の刻(午前10時)頃東京に到着。徳川邸(瓦町邸)に着京届けを出し、浅草茅町1丁目1番地の柴山準琴宅に宿泊。
7月 2日	慶勝・義禮に拝謁。御菓子・御料理を拝領し帰宿。
7月 3日	小瀬新太郎に招かれ今戸の茶店有明楼に行く。
7月 4日	なえ・稻太同道で上野へ行き、不忍池の茶店で一服。高瀬薰の宿を訪問。
7月 5日	日比野次郎・間嶋冬道宅を訪問。夜妻なえが麻疹にかかる。医師永坂周二の診断では重症(40度の熱)。
7月 6日	妻の病体心配ながら、義禮の御供として船で隅田川遊覧、有明楼で御手厚き下され物あり。燈籠流しを見る。初更過ぎ船で両国橋に到着し、帰宅。
7月13日	なえの病体宜しからず、医師も心配。名古屋の本家および植松へ電報を発し、他行せず看病。海軍医奥村弘哉も折々見舞いに来る。
7月14日	なえの熱が下がり快復、安堵する。全快まで日数がかかるため(移北延期につき)小瀬新太郎を訪問。
7月15日	西光庵へ行き、故義宜の墓所を参拝。その後成瀬正肥(元犬山藩主)・華族石山基文を訪問。
7月16日	なえの病気追々快氣、室内の運動をはじめる。
7月17日	本所徳川邸へ参上、義禮に拝謁し御菓子を拝領。
7月20日	函館へ向け出帆する開拓使御用汽船があるが、なえが病氣のため乗らず。佐治為泰夫婦・子女・壮年輩は乗船し、浅草橋の川岸で別れる。宿に帰った後の寂しさいうことなし。
7月24日	御機嫌伺いに徳川邸(瓦町邸)に参上。夕方、小瀬新太郎と上野不忍池の茶店「おふさか本」へ行く。
7月31日	なえの病気は日々快復、いとうれし。
8月 1日	華頂宮邸へ参上し御機嫌伺い。その後松室江州・井上右京を訪問。
8月 2日	昼過ぎ、運動のためなえをつれて、向島梅屋敷を散策。萩を愛でる。
8月 6日	なえと同道で西光庵に行き、故義宜の墓所を参拝。夜、旅宿から両国橋の大花火を観賞。
8月10日	なえと同道で王子の滝野川へ行く。その後吉原郭内を通り浅草寺へ行く。
8月21日	夜、両国橋のもとで燈籠流しが行われる。宿の主人に誘われ、なえ・稻太と同道、隅田川に船を浮かべて見物する。
8月23日	竹橋御門の辺りで出火騒ぎあり。近衛砲兵大隊の暴動を聞き(竹橋事件)、浅草橋に出て模様を見る。

た弟彦は、羊蹄山（蝦夷富士）を見て、ここで生きていく勇気をもらつたかのような深い感激を顕にするのであつた。

九月二〇日には遊楽部の開墾場に到着し、差し当たり「板蔵」に宿つて吉田知行や片桐助作らと再会を祝した。その後、弟彦は吉田から「耕作方」を任せられ、小麦の蒔き付け作業を指導していつたが（明治一一年九月二二日付、家扶児吉田知行書簡⁽⁶²⁾）、「ひくまふすのへすきかへすきかへしかへすき／もふるさとそおもふ」（日記九月二六日条）と認めるなど、故郷への思いを立ち切つた訳では決してなかつた。これ以降も、「胆振日記」からは故郷を懷しむ弟彦の和歌を多数見出すことができる。こうした弟彦が以後の開墾事業にどのように立ち向かつたのか、特に七重勧業試験場の農事指導や若手移住民による西洋式農法の導入に葛藤はなかつたのか。これら問題は「胆振日記」を読み進めることで、今後徐々に明らかになるだろう。いずれにしろ、弟彦は「我君の御言かしこみあら熊のひくまふす野に庵りしてけり」（前同条）を貫き、その後半生を北海道で過ごすことになるのである。

五 開拓初期の諸相

最後に、入植当初の開墾事業の諸相についてまとめていきたいが、農事状況については、前掲の林善茂「徳川農場発達史（一）」や高木任之編『北海道八雲村の開墾』などが参考となるので、ここで改めて取り上げはない。換言すれば、移住民にいくら農事経験者がいたとはいえ、極寒の別天地での現実は厳しいものがあり、林氏も指摘するように「明治十七年に至るもなお移住人各戸が生計を自立するにたるだけの生産力の発展には

程遠いものがあつた」のである。

このよだんななかで、移住民が頼りとしたのは、吉田知行が「実ニ此地ニテハ、支庁ノ待遇ト御送金ヲ力ニイタスコトニ御座候」（明治一一年八月一六日付、家扶児書簡⁽⁶³⁾）と当初から述べていたように、①開拓使函館支庁・七重勧業試験場の支援と②徳川家の資金援助だつた。この二点についてはすでに諸先学によつて指摘されており、目新しいことではないのだが、改めて吉田の書簡に基づきながら、本稿なりの評価をしていきたい。

①について、吉田は遊楽部に到着する前、まだ函館に滞在中に「（函館）支庁ノ待遇ハ甚厚ク、昨日湯地（貞基・七重勧業試験場長）態々出函、遠路ノ区域家屋配置等心附候ケ条アリトテ色々相談仕候、且小生義支庁ヘ用向アル時ハ一々案内ヲ乞フニ不及、長官ノ席ヘモ勝手ニ出席イタシ差支ナント長官ヨリ口達シタリ、右辺ハ都テ意外之待遇ニ付、何事モ恩フヨリハ運ヒ方安ク好都合ニ候」（明治一一年七月十五日付、井上齋児書簡⁽⁶⁴⁾）と樂観的な見通しを述べるなど、早くから函館支庁の強力な支援があつた。これは移民の確保に悩まされていた開拓使の移民保護政策に基づくものである。七重勧業試験場の支援は家畜・種苗の貸与や技術員の派遣など、開墾指導全般にわたつたが、明治一一年八月以降、先発移住民のうち井上文治や都築田鶴松が荒起し伝習を受け、開墾作業に従事していつた。吉田によれば、「荒起シモ凡弐万坪余起シ返シ相成、井上・都築之兩人モ日々勉強、七重出張ノ者差支候節ハ可ナリ代理行届候様相成申候、七重ヨリ出張之荒起器械方ハ薩人ニテ殊ナル勉強人也、然ルニ井上・都築共大奮發勉強候間、至テ評判宜候間、一同大慶ニ奉存候」（明治一一年八月二六日付、小瀬新太郎他宛書簡⁽⁶⁵⁾）と井上と都築の奮励を伝えている。

本稿で注目したいのは、七重からの出張器械方が「薩人」であり、移住

民が彼らと親和的関係を築いていることである(勧業試験場長は鹿児島士族の湯地貞基である)。ここで、当時の北海道は「黒田王国」といわれることなく、薩摩閥の牙城のひとつとなつておらず、機構上の特徴として中央政府の統制力が浸透しにくかつたことを改めて思い起さなくてはなるまい。⁽¹⁾かつて鹿児島士族に共鳴していた吉田ら有志が、人生の再出発の地として選んだ先が、内地ではなく薩摩勢の統制下にある北海道であったことは、彼らの政治的・思想的姿勢を強く物語ついているといえるだろう。

七重勧業試験場による移住民の支援については、高木任之編『八雲日記』に詳述されているところである。そのうえで、本稿では七重側も旧尾張藩士族の協力を求めていたことを指摘しておきたい。七重の試験場では、北海道農業の模範とすべく植産・牧畜・林産・養蚕など各種の農業実験が行われており、特にアメリカ産の草木や家畜を試植試養したことで知られているが、旧尾張藩領であった木曾山の檜にも注目したようである。明治二一年八月二六日付で吉田が東京家扶に宛てた書簡によれば、「旧御領地木曾山之檜、七重試験場ニ於テ時付試験イタシ度ニ付、右種容易ニ取寄候義行届候ハ、式⁽²⁾三升注文イタシ吳候様湯地權少書記官之依頼ヲ受申候、付而者今般之御事業ニ付而モ格別深切ニ注意モ有之、将来生徒差入候ニ付而者百事面倒ヲ掛候人ニ有之、殊ニ一己之私事ニモ無之候間、行届候義ニ候ハ、差遣中度、御周旋之程奉願候」とあり、取り寄せにあたっては木曾福島園所番を勤めた山村甚兵衛の子にあたる家令小瀬新太郎に打診してはどうかと持ち掛けた。⁽³⁾もつともこの当時、木曾山はすでに官有林となつており、旧藩は手の出しようもなく、尾張閥係者を通じての檜苗導入は実現できなかつた可能性が高いが、七重勧業試験場が移住民に技術指導その他を提供するだけでなく、旧尾張藩領の林産資源を手に入れようと、移住民に

支援を求めるなど、協力しあつていた形跡として付記しておきたい。

②生活に不安があれば、開墾事業の進展が望めないことは、かつての帰田法で実証済みであった。何よりも住居と食糧の確保は移住民の死活に関わるもので、委員の吉田知行も常に気に掛けていたところであった。この点、徳川家からの経済支援があつたことは、彼らの大きな拠り所となつてゐたのだが、入植当初は例によつて見積もりどおりにはいかなかつたのである。

例えば、家屋の建築費は、「徳川家開墾試験条例」五九款によれば、家屋一戸造作は畠・建具代を含めて一戸一三〇円(一五戸で一九五〇円)を見込んでいたが、実際移北してみると開拓使官員より「寒防注意」を促されたため経費が嵩み、さらに「官府之營繕」が重なり「大工日雇トモ甚氣強ク、定額ノ建築費ニテハ免テモ行届不申」など、官員と折衝しても妥協がはかられず、結局、一戸一七三円(一五戸で一五九五円)と別途畠代一四五二銭五厘を徳川家側に要求せざるを得なくなつたのである。しかも、計画時には必需品の風呂や井戸の建築費が含まれておらず、費用は更に嵩み、東京での見積もり計二二〇六円に対し、現場のそれは三一二三円五二銭五厘と大幅に膨らんでいった(明治二一年七月一五日付、宛先不明吉田書簡)。

資金の枯渇は、移住民の士気低下を招き退場者を誘発させかねない。そのため吉田は「金子御廻シ方之義、一時与相成心配仕候得共、何分初年之事華地(東京)ニテ想像仕候与ハ大ニ相違之事モ有之、何分意外之費用ニ相成候段ハ恐縮候得共、凡一周年間ニ復生スヘキ分モ有之候間、全ク之消費ニ相立候耳ニモ無之候、夫是御含置可被下候」(明治二一年八月五日付、家扶宛吉田書簡)⁽⁴⁾と、移住当初は特に資金の融通を円滑にしてほしいと依頼す

るのであつた。徳川家側も帰田法の反省を踏まえて保護政策を続け、長期返済分(貸与金)も含めれば、最初の四年間だけで七万八四五六円余もの支出を行つた。⁽⁷⁶⁾ ただし、このことが却つて移住民の自立精神を徐々に喪失させ、怠惰者を生じさせたことは皮肉なことであつた。晩年の慶勝は、開墾事業が進捗せず、自営の道が立たない現状を憂慮し、以下のように述べている。

〔史料五〕

其開墾地之義ハ、⁽⁷⁷⁾撮初予等資金を拠、有志諸士恒産ヲ興スノ基ひト為シ、漸進テ國家之公益を図トスルノ主旨有之候処、如聞近來殆純然たる一之救恤場と看做し、⁽⁷⁸⁾還独立自営之道を求ムルモ精神ニ薄従、事業モ亦未滞然、拡張之徵候ヲ不見候段、大ニ予ノ初志背、甚遺憾ニ不堪候、仍自今我諸士該業之輩ニ救恤之意ニ出ルニ非サルヲ了知シ、彼依頼恃念慮繼真白衣自食、各々一家之產業ヲ確立シ、則此地開墾之標準と為テ、以其声誉ヲ不墜、深所望候也

慶勝

〔史料五〕は、慶勝が旧藩士族の北海道開拓をどのように見ていたのか直接確認できる史料であり、もとより自筆の書付である。これによれば晩年の慶勝は、開墾場を士族の「救恤場」としてではなく、あくまでも産業開発の場、ひいては「國家之公益」をはかる場と考えていたことが明らかであり、開拓への期待が高かつたことをうかがわせる。

なお、初期事業の画期といえど、明治一四年七月八日に旧藩士族の開墾地が、遊楽部と黒岩とを合わせて山越内村から分離独立し、「八雲村」として誕生したことである。この地名は「八雲の二字は、全く從一位様の思召より御撰出遊はされ候なり」とあるように、慶勝の意向が大きかつたよ

うである。⁽⁷⁹⁾ もつとも、移住民が勢揃いする前の明治一一年八月段階で、吉田らは一村独立の方向で話を進めていたようで、この時は全く別の名が候補となっていた。明治一一年八月一六日付で、小瀬新太郎に宛てた吉田の書簡には、以下のようにある。

〔史料六〕⁽⁸⁰⁾

当道ニテモ大小区ハ廃シ、郡村之制ニ可相成見込之由、付而者今度之移住地モ山越内村之支郷ヨリハ村名ヲ附シ、最初ヨリ一村落ヲナシ候方公私共便利ナルヘシ、又村名ヲ付シ一村落トスルコトハ急カヌ事之様ナレトモ、一旦山越内之支郷ニイタシ候上分割候テハ、大ニ面倒ナルコトモアルベシ、最初ヨリ引分ケ候方可然、且大小区廃シ之事モアレハ、官府へ出頭モ好機会ナルベシト吉田義方・片桐助作等之説ナリ、小生モ大ニ左祖候間、村名之処見込左ニ申上候、御熟考之上御同意ニ候ハ、公之御内慮モ御伺、日比野ヘモ御相談之上可否御回答有之度、可ト御衆議之上ハ村名之処猶御考、可相成ハ公ニ御撰ミ奉願度奉存候あくまでも慶勝の意向としたうえで、彼らが出した村名案は、「年魚市村」「愛知村」「名古屋村」の三つであった。このうち「年魚市」(あゆち)とは、「万葉集」に「年魚市渴」と出てくる地名であり、「年魚市田」「年魚市渴」が転じて「熱田」になつたといわれる。『日本書記』にも「日本武尊の厭せる草蘿横刀は、是今、尾張國の年魚市郡の熱田社に在り」とあるなど、熱田神宮とも深い関わりを持つた。⁽⁸¹⁾ 旧藩尊攘派であった吉田らが、でも故郷にあつたのである。この点「八雲」ではどうか。一見名古屋とは全く無関係な地名に思えるが、注意すべきは、地名の由来とされる和歌は、熱田神宮に祀られている素戔鳴尊(スサノオノミコト)が詠んだものとされ

ており、その和歌も新妻を迎えて新家族を興した時、まさに新生活に臨もうとする際に詠んだものといわれている。そのうえ「八雲」の名は角田弟彦の和歌にも見られるように、すでに移住民の間でも使われていたようで、事実、移住民子弟の教育機関として明治二二年に設けられた学校も、「八雲学校」と名付けられていたのであった。⁽²⁾ このような背景を踏まえれば、「八雲」という村名をつけることは、むしろ自然な流れであったのかかもしれない。明治二二年五月一日、移住民は徳川家歴代の神靈とともに、熱田神宮の分靈を板戸の二階に遷座し、祭祀を挙行するなど、移住民は異郷の地にあっても故郷との精神的な結びつきは決して絶つことはなかつたのである。

むすびと展望

本稿では、明治初年の政治・社会情勢を踏まえながら、旧尾張藩士族による北海道開拓の経緯と入植初期の実態について検討を加えてきた。

なかでも、移住士族の動向を重視して、彼らの書簡や日記を活用しながら、各人の移住の動機に迫つてみた。指導者吉田知行にとつては、西南戦争による薩軍の敗北が決定的に大きかったと考えられる。殖産興業を志すうえで鹿児島士族の勢力下にある北海道は安住の地であり、しかも対露問題に直面した当地は、幕末以来の攘夷精神を高揚させる格好の大地であった。多くの若手士族も吉田と共に共鳴していたと推察できるが、壯年を過ぎた者の中には、角田弟彦のように、後ろ髪引かれる思いで故郷を出立し、自らを奮い立たせながら開拓に従事した者もいたことを忘れてはなるまい。弟彦が移北を決意する切っ掛けが、主君慶勝の内諭であったことは本文で

見たとおりであり、彼は不本意をよそに慶勝の意向を堅持し続け、その生涯を当地で全うするのである。このようにさまざま思いを抱きながら、彼らは北海道で人生の再出発を切つていくのだが、幕末期の経験をおさえることで、尊王攘夷論者が維新後の軌跡をたどつていったのか、明治維新史上に位置づけることも可能となるだろう。

また、移住の実態を検証するうえでは、初期においては開拓使の人的・物的支援はもとより、徳川家の経済支援および管理統制に改めて注目すべきである。徳川家の支援については、先行研究で指摘されて久しいのだが、開墾地と東京・愛知間における交流は、從来等閑視されてきたようと思う。徳川林政史研究所に所蔵される史料には、遊樂部（八雲）・函館・東京・愛知間で交わされた膨大な書簡類が含まれており、それはほとんど手付かずのままである。旧藩士族の北海道開拓を正當に位置づけるためには、当地の動向だけではなく、常に東京・愛知の動向を念頭に置く必要があるといえよう。

註

(1) 永井秀夫「華族と北海道開拓」（大久保利謙監修「日本の肖像」第四巻、毎日新聞社、一九八九年、のち永井秀夫「日本の近代化と北海道」北海道大学出版会、二〇〇七年所収、桑原真人氏執筆「解説」も参照）。

(2) 林善茂「徳川農場発達史（一）（二）（三）（北海道大学『経済学研究』五・六・一三号、一九五三～五七年）。林氏は、戦前期の山林經營の実態を検討する

(四)を進撃をさせていたようだが、なぜか発表されていない。

(3) 例えば、酪農村共同体の構造分析を試みた武田良三「開拓農村共同体の展開と特質（一）—北海道八雲町營巢部落の場合」（『社会科学討究』一号、一九五六年）、八雲酪農の実態を検討した松野弘「八雲酪農の生成と展開」（『北海道農業研究』一号、一九五六）、決算分析から小作制農場の展開を論じた榎勇「北

海道に於ける小作農場の変質過程—徳川農場決算書の分析を中心として—」
〔北海道農業研究〕一三号、一九五七年)などがある。

(4) 大石勇『伝統工芸の創生—北海道八雲町の「熊彫」と徳川義親』(吉川弘文館、一九九四年)は、大正・昭和期の社会情勢を踏まえて、尾張家一丸代徳川義親の活動と八雲町における農村美術運動の関わりを論じた成果である。

(5) 原誠「北海道山越郡八雲町の土族移民について」(名古屋大学人文科学研究三四号、二〇〇五年)は、「移民文化」の形成という観点から旧藩士族の移住・開拓を取り上げた。

(6) 山田伸一「遊漁部川へのサケ種川法導入と地域住民」(北海道開拓記念館研究紀要)三六号、二〇〇八年)は、開拓使の指導のもとで鮭保護政策を行つた旧藩士族と漁業活動を制限された地元住民(アイヌ)との間に噴出した諸問題を論じた研究である。

(7) 「新撰北海道史」第三巻(北海道庁、一九三七年)、北海道編集・発行「新北海道史」第二巻・通説(一九七一年)、八雲町史編さん委員会編「改訂八雲町史」上巻(八雲町役場、一九八四年)など。その他、高倉新一郎「北海道拓殖史」(柏葉書院、一九四七年)なども旧尾張藩士族による北海道開拓について触れている。

(9) 吉川秀造「明治維新社会経済史研究」日本評論社、一九四三年所収。なお、本章においては、特に注記がない場合は本論文からの引用と解されたい。

(10) 「法令全書」明治二年六月一七日条、一二二一頁。松平(上野)秀治「明治初期大名賤族の経済基盤—尾張徳川家の家禄收入」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四九年度、一九七五年)参照。

(11) 「愛知県史料」三(府県史料) 国立公文書館内閣文庫所蔵。本稿ではマイクロ版(雄松堂フィルム出版、一九八一年)を活用した。

(12) 「新修名古屋市史」第五巻(名古屋市、一〇〇〇年)三四・三五頁参照。

(13) 「律之滴見聞録」卷廿三。

(14) 同上。いっぽう同年二月には準士族を七石一人扶持、一等卒を六石一人扶持と定め、二等卒は減禄されなかつた(復刻版「名古屋市史」政治編一、愛知県郷土資料刊行会、一九七九年、七六五頁)。

(15) 「政事日誌」明治二年(二)。

(16) 尾張藩では、元治元年五月に藩主元千代(徳成)・前藩主慶勝・同玄同(茂徳)の連名で、一〇〇〇石以上の知行地を持つ家臣に対して質素優約と土風刷向、大津直行・角田弘業等申合・相勤候様ニシテ之御事候(明治二年五月一日付)という辞令を受けているが(「北海道一件」徳川林政史研究所所蔵)、岡田自身は北海道には移住していない。あくまでも愛知にて開拓事業を支援した人物であり、現場の監督者ではない。筆跡から判断すれば、日記をつけていたのは、

明らかに開拓の中心人物であつた吉田知行である。その根拠としては、例えば、「八雲日記」明治二年九月一八日条の「東京ヘノ書翰ヲ發ス、五号ノ返報ニシテ第二十号也」という記事に注目し、「北地開墾地属取敷並文移録」(徳川林政史研究所所蔵)を繙けば、(明治二年)九月一七日付で吉田の「第二十号」書簡があり、文面には「九月五日御差立第五号御書翰相達拝見」とあることである。また「八雲日記」同年一〇月一九日条「東京書之文通ヲ認ム」に対応する吉田書簡も見出せる。ただし、吉田知行が開墾地を離れ、函館に出張している時(明治二年一月二七日)、二月一〇日などは、明らかに墨筆であり、別人が記載している。この点、註(6)山田論文は、「八雲日記」の筆者を吉田知行としたうえで活用している。

(17) 「律之滴見聞録」卷廿四。

- (18) 一〇年間のうち、最初の七年間は從来の家禄を一石八両の相場で換算した手当金を支給し、残りの三年は別途手当として禄高に關係なく一年均禄一七石五斗の換算額四一〇両を支給するとした。また五年間の扶持米は、一日一人五合充の割合で毎月六人扶持と定めている(『葎之滴見聞雑割』巻廿四)。
- (19) 「秩祿処分類本略」(太政省編纂『明治前期財政経済史料集成』第八卷、明治文獻資料刊行会、一九六三年)三三〇頁。
- (20) 「愛知県史料」六(前掲『府県史料』)。
- (21) 「明治四年雑記録」(名古屋市蓬左文庫所蔵)。
- (22) 「葎之滴見聞雑割」巻廿五。
- (23) 桜尾正人『藩藩置県の研究』(吉川弘文館、二〇〇一年)二〇六・二一一頁参考照。
- (24) 吉川前掲論文、林善茂前掲論文。
- (25) 西尾豊作『子爵田中不一麿伝』(大空社、一九八七年)二七一・二七八頁。
- (26) 秋祿処分については、深谷博治『新訂華士族秩祿処分の研究』(吉川弘文館、一九七三年)、落合弘樹『秩祿処分―明治維新と武士のリストラ』(中公新書、一九九九年)参照。
- (27) 松平前掲論文。
- (28) 前掲『新修名古屋市史』第五卷、三八頁。
- (29) 「愛知県下物議ノ情」(三条実業関係文書)五八一・一〇、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。本稿ではマイクロ版北泉社、一九九七年)を活用した。
- (30) また、明治七年一二月の密偵報告書によれば、愛知県下では電信・郵便など「開化」が進行しつつも、士族は帶刀・割羽織で歩行するなど「人心旧習去り難」き様子であった。尊攘派の崇敬を集めめた熱田神宮の境内で戸術の奉納が行われ、台湾出兵の際には従軍を願う者が七〇〇〇人いたという。このうち二五六・三〇歳の者は三分の一で残りは「老人」、銃ではなく剣槍で従軍を請うていることも特徴だと記す。その他、高知県の板垣退助と氣脈を通じる者もいるという(『愛知県ヨリ信報書ノ抜萃』『愛知県名古屋景況書』前掲『三条実業関係文書』五八一・一・五八一・三七)。なお、明治初年の屋張藩尊攘派の動向については、岸野俊彦『幕藩制社会における国学』(校倉書房、一九九八年)も参照。
- (31) 角田弟彦「胆振日記」第一卷。なお、この日記は明治二年一月から大正五年(一九一六)一二月までを記したもので全一五冊。筆跡の調子から、リアルタイムの日記というよりは、後年、おそらく北海道に住んでいた時にまとめ直した可能性がある。
- (32) 「愛知県史」第三卷(愛知県、一九三八年)一一一・一三頁。「地方巡察使復命書第六号 愛知県」(我部政男編『地方巡察使復命書』下、三一書房、一九八一年)一七四・一七五頁。
- (33) 「旧名古屋藩士族御救助一卷」。
- (34) ただし、この直営策は「士族助力方別段見次第モ有之」として急ぎよ取り止めている(年一〇〇〇円出金はそのまま)。困窮士族の救済については、明治一五年から七年間、慶勝・義禮(慶勝の養子)はじめ、在官や他府県在住を問わず旧藩士族から少しずつ寄附金を募り、総額四万一四九円五〇銭を集め、これを授産資金として運用しよと長期計画をたててある(前掲『旧名古屋藩士族御救助一卷』)。例えば慶勝・義禮の出金は年五〇〇〇円で計三万五〇〇〇円、成瀬正肥は年一〇〇円計七〇〇円、田中不一麿は年一四二円八五銭七厘で計一〇〇円、といった具合である。出资者は華士族・平民あわせて計九三人。その他、明治一四年に慶勝は養蚕場を開設し、養蚕に志がある士族の授産場とした。この際、歴代藩主の廟がある建中寺(名古屋市東区)の土地一部を徳川家が買い取り、桑園を開園している(『養蚕伝習場概要』)。これらの詳細はいずれ別稿を期したいが、授産事業全般にわたって尾張徳川家の援助があつたことを強調しておきたい。
- (35) 「移住ノ類本」(高木①、一七一・一九頁参照)。
- (36) 「地所御渡方御願書・官費御施設願并略圖・条例并施行方伺書」(高木①、三四・三六頁参照)。
- (37) 永井秀夫・榎本守恵「開拓政策の展開」(地方史研究協議会編『日本産業史大系』2 北海道地方篇、東京大学出版会、一九六〇年)、旗手勲「日本資本主義と北海道開拓」(岩波講座 日本歴史 近代3、岩波書店、一九六二年。のち同『日本における大農場の生成と展開』御茶の水書房、一九六三年所収)、前掲『新北海道史』二七九・一九三頁を参照。
- (38) 「北海道移住二閣スル書」(高木①、三四・三六頁参照)。

- (39) 「徳川慶勝書簡」(「尾張徳川家文書」八)。『徳川家開墾試験場条例』、高木①、七〇~一三六頁参照。
- (40) 移住入一戸につき、一年目は家屋建築費・旅費・農具費・食費をあわせた計一五三円が支給されるとした条例七三款)。
- (41) 「北地開墾地属取裁並文移錄」、「第七号」書簡。
- (42) 実際 農閑副業としては 明治二一年一月に仮製網所を設けて 教師を招請して移住民一同に伝習させ、翌二年からは製麻伝習も始まつた。ただし、農業基盤が確立すると、明治一八年以降は行われなくなつた(前掲林論文、前掲『改訂八雲町史』上巻、七三三~七三四頁、高木②、二四一~五、九七一~一〇〇頁)。
- (43) 「北地開墾地属取裁並文移錄」、「第廿八号」書簡。
- (44) 「愛知文移錄」。
- (45) 「八雲日記」明治二年、高木②、四一頁。
- (46) 高木①、三八一頁。
- (47) 吉田・角田の幕末以来の経歴は以下の通りである。吉田知行は高四〇〇石、文久二年(一八六二)に御馬廻組となり、以後御小納戸・御小性・御小性頭・御目付などを歴任し、慶応四年(一八六八)には軍事懸・御用入並・御側御用人などの要職を勤めた。明治二年に参政、同四年に隠居し愛知郡岩佐村に帰田するが、のち徳川家の家扶となつた。角田弘業は高三〇俵(のち五〇俵)、嘉永五年(一八五二)に御馬廻組となる。安政五年(一八五八)に慶勝が幽閉されると同志とはかつてその復権に尽力し、文久以降も京都・名古屋・江戸を往復して国事に関わつた。慶応二年に留書頭となり藩政の枢機に参与し、維新後は東方総管參謀・御作事奉行などを勤める。明治三年に職免。同一年に西南戦争が起ると、慶勝の命により旧藩士族の鎮撫に努めたもある。以上は「藩士名寄」、「勤王家履歴」(名古屋市蓬左文庫所蔵)、前掲『子爵田中不二麿伝』二七一~二七三・二七六(一七七頁参照)。
- (48) 都築省三「村の創業」(徳川家開拓移住人和合会、一九六八年三版)三五三~六頁。
- (49) 海部昇蔵は、明治一六年に吉田知行の後を受けて、北海道の開墾委員となつた。

た旧藩士族で海部俊樹元首相の曾祖父にあたる人物。移北した青年を激励して勤労精神を鼓吹したという(高木①、三七九頁)。

(50) 例えば 移住民の佐治静雄と服部幡吉(表一)参照)の会話は示唆的である。「おい、僕等が斯うして働くのは何の為めだと思ふ?」「当然だ。日本人の覚醒を促すのだ。あのオロシヤの奴いまくしい。千島でも、樺太でも。」「吾々が北海道の開拓をすれば、もう此所へは手がつけられまい。」「いやこちらから乗込んでやるさ。」「富國強兵には牧畜が必要だ。中でも好い馬を飼はなければ。」「いや又馬が始まつた。吾々は大農主義の計画を立て、牛も飼はなければならぬ。豚も飼はなければならぬ。肉食が必要だ。」(前掲『村の創業』八九~九〇頁)。彼らは明治八年の千島・樺太交換条約によって対露危機が一旦回避された後も、開墾の先に対露戦(攘夷)を遠謀し、真剣に議論していたのである。

(51) 「北海道一件」。

(52) 片桐壽「八雲のふるつゝら」(私家版、一九六〇年)二三頁。本書は、片桐助作の子孫が移住民や開拓関係の史料を収集しまとめたもの。一次史料も随所に引用されており貴重だが、史料は書き下し文に改められている。

(53) 農村更正協会編集・発行『北海道調査報告』(一九三七年)一八頁所収。本書は昭和戦前期における満洲移民の参考に資するため、北海道開拓に従事し村落を形成した諸団体の史料を調査・収集し、聞き取りなどを通じて開拓の指導方針と移住の実態などをまとめた報告書。本書の引用史料も書き下し文に改められている。

(54) 「函館通信局」。

(55) 前掲「八雲のふるつゝら」二三頁。

(56) 同右。

(57) 「北地移住人誓約書綴込」。高木①、五一頁参照。

(58) 「北地開墾地属取裁並文移錄」。

(59) 同右、「第十一号」書簡。

(60) 同右、「第廿五号」書簡。

(61) 前掲『改訂八雲町史』上巻、六九一頁。前掲『村の創業』三七頁。

(62) 「みやこ日記」中巻、慶應三年二月一二日条。

- (63) 角田弟彦については、前掲「勤王家履歴」、田川賢蔵『角田弟彦の生涯と作風』(道南民報社、一九五七年)、大島日出生『開拓の歌人 角田弟彦翁の生涯』(八雲郷土研究会会誌『ゆうらふ』二〇・二一号、一九八五年)を参照。特に田川・大島両氏の成果は、以下の文中でも活用させてもらっている。
- (64) 「胆振日記」第一巻。以下、特に注記がない場合は、本史料からの引用と解されたい。
- (65) 弟彦は移北に当たつて、「今日よりは露西亞の帝も心せよ 一つほまなこ島の閑守」という勇ましい和歌を詠んだというが(前掲『子爵田中不二麿伝』二七八頁)、「胆振日記」にこの歌は見えない。
- (66) 「壯年者四五輩」とは海部昂藏の和合塾の生徒(単身者)たちである。角田弘業宛吉田知行書簡(明治一二年六月一一日)には「和合連、佐治江同行之義承仕候」(北海道一件)とある。
- (67) 「北地開墾地属取裁並文移録」、「第式拾壹号」書簡。
- (68) 同右、「第十四号」書簡。
- (69) 同右、「第七号」書簡。
- (70) 同右、「第十四号」書簡。
- (71) 永井秀夫「北海道開拓政策の転換」(北海道大学文学部紀要)七号、一九五九年。のち同『日本の近代化と北海道』(北海道大学出版会、二〇〇七年所収)。
- (72) 前掲『新撰北海道史』第三巻、四一~四四四頁。前掲『新北海道史』第三巻・通説一、四六二~四六五頁。富士田金輔『ケプロンの教えと現衛生徒―北海道農業の近代化をめざして―』(北海道出版企画センター、二〇〇六年)参照。
- (73) 「北地開墾地属取裁並文移録」、「第十六号」書簡。
- (74) 同右、「第五号」書簡。
- (75) 同右、「第十二号」書簡。
- (76) 前掲複論文。
- (77) 「徳川慶勝書付」。なお、この史料は、八雲町文化財保護審議会委員の幸村恒夫氏からご教示いただいた。記して御礼を申し上げたい。
- (78) 「胆振日記」第一巻 明治一四年七月一日条。
- (79) 命名の起源に関する史料は今のところ判明しないが、通説では『古事記』所載の和歌「や雲たつ 出雲八重垣妻」みに「八重垣つくるその八重垣を」から取ったとされる(前掲『改訂八雲町史』上巻、一~四頁)。ただし、これより以前に開墾場の地を「八雲」と称した角田弟彦の和歌も残されている。明治一二年二月八日、服部正綾宅の和歌会で披露した和歌には「十たらす二つ三つよつこの野を 八雲の里となしてける哉」が、また一三年六月一日条には「久方のあらぬかつらもわか葉して 八雲か原に夏ハ米ニけり」などもある。地名と和歌との関係については今のところ不明である。
- (80) 「北地開墾地属取裁並文移録」、「第十四号」書簡。
- (81) 以上は、「日本歴史地名大系 愛知県の地名」(平凡社、一九八一年)、『角川日本地名大辞典 愛知県』(角川書店、一九八九年)参照。
- (82) 八雲町史編さん委員会編『改訂八雲町史』下巻(八雲町役場、一九八四年)一七七~二七九頁。
- (83) 「八雲日記」明治二年、高木②、六一頁。

